

# エフビー訪問看護ステーションとの実 運営規程

## 第1条（事業の目的）

この規程は、エフビー介護サービス株式会社が設置するエフビー訪問看護ステーションとの実（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## 第3条（事業の運営）

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、准看護師、（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

## 第4条（事業の名称及び所在地）

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 エフビー訪問看護ステーションとの実
- (2) 所在地 長野県小諸市御幸町一丁目5番20号

## 第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 3名以上  
※常勤換算 2. 5名以上（内1名は常勤とする。）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリ職員：理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名以上  
かかりつけ医師の指示に基づいて身体の機能回復支援を担当する。
- (4) 事務員：1名  
必要な事務を行う。

## 第6条（営業日及び営業時間等）

- 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
  - (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。
  - (2) 営業時間：8時30分から17時30分までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

## 第7条（訪問看護の利用時間及び利用回数）

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

## 第8条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

## 第9条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は、おむね次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

## 第10条（身体拘束）

- 1 サービス提供において、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとする。
- 3 「身体拘束廃止委員会」を定期的に開催し結果の周知徹底を行うとともに、研修会等に参加させるなどして職員の自己啓発に努め、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むものとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

## 第11条（利用料等）

- 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。  
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の原則1割（負担割合証に応じて2割または3割負担の場合もあります。）を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - (1) 衛生材料費は、実費を徴収する。
  - (2) 死後の処置
  - (3) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費　実費  
自動車使用の場合、1kmあたり50円を徴収いたします。  
但し、医療保険での訪問看護を利用の場合は、別紙料金表に準ずる。

## 第12条（通常業務を実施する地域）

ステーションが通常業務を行う地域は、佐久市、小諸市、東御市、御代田町、軽井沢町、立科町とする。

## 第13条（秘密保持）

- 1 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

## 第14条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

## 第15条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 3 天災・事故・その他不可抗力により利用者・利用者代理人又は身元引受人が受けた損害、災害について一切の賠償責任は負わない。

## 第16条（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## 第17条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (6) 虐待防止のための指針の整備
- (7) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (8) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

## 第18条（記録の整備）

ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その契約終了の日から5年間保管しなければならない。

- 1 利用者個別の記録に関するもの
  - (1) 医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等
  - (2) 診療録
  - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 2 事業運営に関する記録（発生後5年間保存する。）
  - (1) 苦情の内容等の記録
  - (2) 事故の状況、及び事故に対する処置状況を記録しなければならない

## 第19条（その他運営についての留意事項）

ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
- (2) 年5回の業務研修

### (附則)

この規程は、2016年7月1日から施行する。

この規程は、2018年10月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2022年1月1日から施行する

この規程は、2022年6月1日から施行する

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2024年10月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。